別表第一の三の表中合計の項を次のように改める。

合計	七五八	一、一六九

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第六十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四二〇円	一六〇円	二六〇円
第二級	六一〇円	二三五円	三七五円
第三級	八一〇円	三一〇円	五〇〇円
第四級	一、〇二〇円	三九〇円	六三〇円
第五級	一、二三〇円	四七〇円	七六〇円
第六級	一、五二〇円	五八〇円	九四〇円
第七級	一、八七〇円	七一五円	一、一五五円
第八級	二、二二〇円	八五〇円	一、三七〇円
第九級	二、五八〇円	九八五円	一、五九五円
第一〇級	三、〇一〇円	一、一五〇円	一、八六〇円
第一一級	三、五一〇円	一、三四〇円	二、一七〇円

第二号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	三六〇円	一四〇円	二二〇円
第二級	五三〇円	二〇五円	三二五円
第三級	六九〇円	二六五円	四二五円
第四級	八七〇円	三三五円	五三五円
第五級	一、〇六〇円	四一〇円	六五五円
第六級	一、三一〇円	五〇〇円	八一〇円
第七級	一、六一〇円	六一五円	九九五円
第八級	一、九二〇円	七三五円	一、一八五円
第九級	二、二二〇円	八五〇円	一、三七〇円
第一〇級	二、五九〇円	九九〇円	一、六〇〇円
第一一級	三、〇二〇円	一、一五五円	一、八六五円

○厚生労働省告示第六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第２の３の標題中「（注）」を「（注１）」に改め、同表中

チオクト酸	0.01	

を

タイソウエキス（注２）	○	5.0
チオクト酸	0.01	0.01

に改め、同表の注を次のように改める。

（注１）　空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

（注２）　日本薬局方タイソウを30%（w／v）エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。

○厚生労働省告示第六十四号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十二年度の医療保険者の納付金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十二年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	○・○一三四八七三六
省令第七条第二号に規定する率	一・一三八七六〇四八
省令第八条第一項第二号に規定する率	一・〇〇四五〇四一九
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	五二、一〇七円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	四七、三三〇円